

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本郵船株式会社		コード	9101
提出日	2026/5/20	異動（予定）日	2026/6/17	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田邊 栄一	社外取締役	○										△					有
2	志清 聡子	社外取締役	○													○		有
3	桑原 聡子	社外取締役	○													○		有
4	中曾 宏	社外取締役	○													○		有
5	井伊 基之	社外取締役	○										△					有
6	野々宮 律子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	田邊栄一氏が、過去において業務執行者であった三菱商事株式会社と当社との間には取引関係があるが、当該取引額は双方から見て売上高の1％未満であり、取締役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断している。	三菱商事株式会社の代表取締役副社長執行役員等を歴任した豊富な経営と業務執行監督経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
2	該当なし	事業会社における営業部門統轄、デジタル・IT部門責任者等の数々の要職を歴任し、真の改革を根付かせるための風土改革・組織改編を伴うデジタルトランスフォーメーション（DX）をリードした経験に基づき、特にDXに対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
3	該当なし	弁護士としての活動を通じ、主に企業法務・金融法分野における豊富な実務経験と専門的な法律の知識を有しており、独立した立場より、リスク管理等における専門的な知見に基づき、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っているため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
4	該当なし	1978年に日本銀行に入行以降、金融市場局長、理事、副総裁を歴任し、国際的な金融・経済分野全般における幅広い知見と、特に金融システムや市場の危機管理の分野における豊富な経験を有しており、客観的、独立的な立場から、取締役会のモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与しているため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
5	井伊基之氏が、過去において業務執行者であった株式会社NTTドコモと当社との間には通信機器利用に関し取引関係があるが、当該取引額は双方から見て売上高の1％未満であり、取締役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断している。	公益性と事業性の両立が求められる日本の大手電気通信事業会社において、グループの技術戦略業務や国際標準化分野に従事し、さらに代表取締役社長として企業経営に携わる等、幅広い経験と知見を有しており、企業経営者としての高い見識とIT分野における豊富な経験を活かして、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与できると判断したため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
6	該当なし	米国及び日本の会計事務所での経験並びに米国公認会計士資格に加え、M&Aアドバイザリー企業においてM&A及び事業開発に携わり、さらに代表取締役CEOとして企業経営に関わるなど、幅広い経験と高い見識を有しており、その会計・財務分野と国際的なM&Aにおける豊富な経験を活かして、客観的、独立的な立場から、取締役会のモニタリング機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に寄与できると判断したため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外取締役候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目に「現在・最近」において該当している項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。